

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ

223 - 0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 製作責任者 田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

緊急調査・「新事実」追加報告

対テロ特措法を根拠に行われた米艦への給油が、アフガニスタン作戦ではなくイラク作戦に流用されていることを、ピースデポは米海軍文書によって明らかにした。これは、米軍作戦をノーチェックで支援する日本政府のあり方を根本から問う問題提起であった。しかし、政府はあくまでも、法は遵守されていると「言い逃れ」をしている。ここに「言い逃れ」の道を塞ぐ新事実を明らかにする。

海自の油がイラク作戦に流用されたことは「疑惑」ではなく「事実」である

政府の給油量訂正の意味

ピースデポは、9月20日に衆議院議員会館で記者会見を行い、03年2月25日に海上自衛隊補給艦「ときわ」から米海軍給油艦「ペコス」に給油したディーゼル油は、ほぼ全量が空母キティホークに渡り、ペルシャ湾における対イラク作戦に使われたことを、米海軍の内部文書から明らかにした。給油量は政府発表の20万ガロンではなく、80万ガロンであることも明らかになった。(本誌前号に解説。また、記者会見資料は、ピースデポのウェブに掲載されている。)

この暴露によって、日本政府は「ときわ」から米艦に渡った油量がピースデポが述べた80万ガロンであったことを認めた。直前にあった別の給油の記録と読み違えた、と間違っただ理由を説明したという。03年当時の経過から言うと、「読み違い」という説明はおかしい。当時、すでにキティホーク司令官が自衛隊から80万ガロンを受けたことを感謝する、と述べていた。自衛隊はわざわざそれを否定して、給油したのは20万ガロンであると述べたのであり「読み違い」が許される局面ではなかった。あったとすれば、意図的な「読み違い」と言わざるを得ない。

一方、20万ガロンは80万ガロンに訂正したものの、日本政府は「イラク作戦に流用されたことはない」と主張し続けている。しかし、当時「20万ガロンは1日で消費できる油量で

あり2月25日にアフガニスタン作戦(不朽の自由作戦= OEF¹)に關与していたキティホークがそこで全量を使ったのだ」と政府が説明していたのが崩れた。報道によると、政府は改めて米国に「キティホークがOEFに従事していた」とこの確認を求めているという。

「言い逃れ」と新事実

記者会見後、ピースデポが突きつけた証拠に対して次のような「言い逃れ」が流布していることを知った。

「『ときわ』から給油を受けた米給油艦ペコスは、受けた80万ガロンの10倍の貯油量をもっており、『ときわ』から得

今号の内容

給油「新事実」報告

<資料> ペコスの給油日誌

対テロ特措法の実態

アフガン作戦:カナダの論争

CTBT、現状と米国の責任

<資料> NGO声明

【連載】いま語る 16 坂口光治さん

た油ではなく、もともと積んでいた油をキティホークに給油したのである。「ときわ」から得た油はOEFにしか使われていない。」

「ときわ」から給油を受けたペコスがその2分後にキティホークへの給油に向かうと明記し、他の船に接触することなく、まっすぐにキティホークに向かって給油した経緯から、この「言い逃れ」は成立しない。

さらに直接的な証拠を示すために、我々は給油艦ペコスの航海日誌を改めて精査した。その結果を表にまとめたものが2-3ページの「ペコス給油日誌の要約」である。この表から、上記のような「言い逃れ」は不可能であることが証明できる。

まず経過をたどろう

2月25日に「ときわ」が給油してからペコスは7時間後にはキティホークとカウペンズに給油しているのであるが、そのペコス自身が他艦に給油することなく、8時間半後の翌26日午前6時にはフジャイラ オマーン湾に面したアラブ首長国連邦の港)に寄港した。そこでペコスは約280万トンのDFM(船舶用ディーゼル燃料)を受け、そのまま翌27日にはペルシャ湾に直行する。その後、ペルシャ湾内に留まりながら給油と受油を続ける。

ペコスが「ときわ」から給油されてからホルムズ海峡を通過するまで、約50時間しか経っていない。繰り返しになるが、その期間他艦に給油を全くしていない。

つまり、ペコス自身は「ときわ」から油をもらってからペルシャ湾外で給油を行ったのは、ピースデポが着目したキティホークとカウペンズの2艦だけである。それ以後は、ペコスはすべてペルシャ湾内における給油に専念する。当時のペルシャ湾はイラク戦争直前の兵力集結時期であったことを考えると、「ときわ」から給油された燃料は、確実にイラク作戦に使われたと考えざるを得ない。

本ページ右下の表の例から明らかのように、同じ船への給油量はおおよそ似通っていることから、給油量の不明な部分を推定によって補うことができる。その推定量を用いると、「ときわ」から給油を受けた日から3月15日までにペコスは約770万ガロンを給油している²。「ときわ」の油はこの期間のペコスの給油量の1割に過ぎず、他の油と区別なく使われたと考えるのが当然であろう。もはや「疑惑」ではなく「事実」として認めるべきことがらである。

現在、ペルシャ湾内の海洋作戦は多国籍の合同任務部隊(CTF)のCTF152とCTF158に別れていることはよく知られているが、イラク戦争前にはこのような区分は無かった。ましてやイラク戦争の開戦前で兵力をペルシャ湾内に集結させていた(キティホーク、カウペンズもその一つ)状況であったことを、改めて指摘しておきたい。(梅林宏道)

注

1 OEF=Operation Enduring Freedom

2 一方、ペコスは2月26日にフジャイラで8.7時間をかけて約280万ガロンを補充しているが、3月4日にジェベル・アリで5.1時間かけて油を補充したときの油量は記録されていない。仮に時間比で推定すると約160万ガロンを受油したことになる。そうすると「ときわ」から受けた80万ガロンを含め2月25日から3月15日までにペコスが受けた油量は、約690万ガロンとなる。

給油艦「ペコス」(T-AO197)

給油日誌の要約

(2003年2月15日~3月15日)

ペコス航海日誌より「ピースデポ」がまとめたもの

注:受油、給油の開始と終了時間は、おおむね両艦の「接近」から「離れる」までとした。また、油燃料はDFM(船舶用ディーゼル燃料)であり、航空燃料(CP5)は表には含めていない。

*この時刻はキティホークの航海日誌からとった。

**米軍発表

船名などについての注記

コンコード:米海軍、戦闘補給艦(T-AFS5)
 フリント:米海軍、弾薬補給艦(T-AE32)
 キティホーク:米海軍空母(CV63)
 カウペンズ:米海軍イージス巡洋艦(CG63)
 J・S・マッケイン:米海軍イージス駆逐艦(DDG56)
 シャスタ:米海軍、弾薬補給艦(T-AE33)
 タラワ:米海軍、強襲揚陸艦(LHA1)
 バターン:米海軍、強襲揚陸艦(LHD5)
 ラッシュモア:米海軍、ドック型揚陸艦(LSD47)
 ドゥルース:米海軍、ドック型水陸両用輸送艦(LPD6)
 ナイヤガラ・フォールズ:戦闘補給艦(T-AFS3)
 モントリオール:カナダ海軍、フリゲート艦(HMCS:FFH336)
 サッチ:米海軍、ミサイル・フリゲート艦(FFG43)
 キアサージ:米海軍、強襲揚陸艦(LHD3)
 レイニャー:米海軍、戦闘支援艦(T-AOE7)
 オレンジ・リーフ:英海軍、タンカー(A110)
 ボクサー:米海軍、強襲揚陸艦(LHD4)
 アンカレッジ:米海軍、ドック型水陸両用輸送艦(LPD23)
 ドゥビュク:米海軍、ドック型水陸両用輸送艦(LPD8)
 コムストック:米海軍、ドック型揚陸艦(LSD45)

VBSS訓練:<Visit訪問・Board乗艦・Search搜索・Seizure拘束>。2月20日はキティホーク、マッケイン、フリントと共同。

CBR:化学・生物・放射能

フジャイラ:オマーン湾に面したアラブ首長国連邦(UAE)の港
 ジェベル・アリ:ペルシャ湾内ドバイ南西35kmにあるアラブ首長国連邦(UAE)の港

スター・E第9埠頭:スター・エネルギー第9埠頭

繰り返し給油量

(2003年2月15日~3月15日。給油艦「ペコス」から)

キティホーク	受油量(万ガロン)
2月17日	66.6
2月22日	不明
2月25日	80
3月2日	72.2
3月7日	不明
3月13日	79.9
平均	74.7
23日間で5回の給油=4.6日に1回 1日に16.2万ガロンの消費。	
カウペンズ	
2月17日	16.2
2月22日	不明
2月25日	不明
3月2日	15.8
3月7日	不明
3月13日	20.4
平均	17.5
23日間で5回の給油=4.6日に1回 1日に3.8万ガロンの消費。	

月日時	場所など	受油	給油をした相手の船(量)
2月15日	インド洋		
2月16日	インド洋		
08:11-?			コンコード(不明)
10:35-12:39			フリント(不明)
2月17日	インド洋		
10:39-12:4			キティホーク(15,862BBL=66.6万GAL)
12:57-14:16			カウペンス(3,868BBL=16.2万GAL)
15:08-16:20			J・S・マッケイン(3,693BBL=15.5万GAL)
			1日合計 23,423BBL=98.4万GAL
2月18日	インド洋		
2月19日	インド洋		
2月20日	インド洋		
12:00-15:20	VBSS訓練		
2月21日	インド洋		
15:15-16:09	警備警戒演習		
2月22日	インド洋		
06:52-08:1			カウペンス(不明)
08:50-11:1			キティホーク(不明)
13:59-15:06			J・S・マッケイン(不明)
2月23日	インド洋		
2月24日	アラビア海		
13:05	CBRマスク配布		
2月25日	アラビア海		
06:37-10:09		ときわ(18,704BBL=78.6万GAL)	
17:03*20:25			キティホーク(80万GAL**)
19:56-21:38			カウペンス(不明)
2月26日			
06:00	フジャイラ到着		
08:55	フジャイラ・コンテナ・ターミナル係留		
10:00-18:40		陸から受油 65,820BBL=276.4万GAL)	
2月27日			
00:30	出航		
08:00-12:0	ホルムズ海峡に接近		
13:00-15:30	CBR防護訓練		
2月28日	ベルシャ湾		
14:01-15:55			シャスタ(不明)
3月1日	ベルシャ湾		
07:46-10:28			パターン(15,706BBL=66.0万GAL)
12:26-14:10			タラワ(6,879BBL=28.9万GAL)
12:55-14:40			ラッシュモア(1,813BBL=7.6万GAL)
14:14-15:20			ドゥルース(2,063BBL=8.7万GAL)
18:42-20:23			ナイガラ・フォールズ(2,582BBL=10.8万GAL)
			1日合計 29,043BBL=122.0万GAL
3月2日	ベルシャ湾		
17:50-?			Lキティホーク(17,181BBL=72.2万GAL)
18:54-20:25			カウペンス(3,760BBL=15.8万GAL)
			1日合計 20,941BBL=88.0万GAL
3月3日	ベルシャ湾		
3月4日	ベルシャ湾		
07:00	ジェベル・アリ到着		
08:47	スター・E第9埠頭に係留		
10:00-15:03		陸から受油(量不明)	
19:00	出航		
3月5日	ベルシャ湾		
10:38-11:23			モントリオール(883BBL=3.7万GAL)
3月6日	ベルシャ湾		
06:53-07:52			サッチ(1,018BBL=4.3万GAL)
14:35-16:05			キアサージ(不明)
3月7日	ベルシャ湾		
09:48-12:03			キティホーク(不明)
10:25-11:54			カウペンス(不明)
3月8日	ベルシャ湾		
14:55-17:39			レイニャー(29,001BBL=121.8万GAL)
3月9日	ベルシャ湾		
08:44-10:15			タラワ(4,815BBL=20.2万GAL)
3月10日	ベルシャ湾		
08:45-17:28		ルンジ・リーフ(39,852BBL=167.4万GAL)	
3月11日	ベルシャ湾		
3月12日	ベルシャ湾		
08:06-10:15			ボクサー(5,037BBL=21.2万GAL)
08:40-09:53			アンカレッジ(3,429BBL=14.4万GAL)
3月13日	ベルシャ湾		
13:53-16:32			キティホーク(19,029BBL=79.9万GAL)
14:44-16:24			カウペンス(4,862BBL=20.4万GAL)
3月14日	ベルシャ湾		
08:07-09:28			タラワ(不明)
3月15日	ベルシャ湾		
07:12-08:48			ドゥビューク(3,381BBL=14.2万GAL)
07:21-08:49			コムストック(1,563BBL=6.6万GAL)

日本は 「間違った任務」 から離脱せよ

対テロ特措法の実態は 集団的自衛権の行使

9月19日、国連安全保障理事会(以下「安保理」)は、アフガニスタンの国際治安支援部隊(ISAF)の設置期間を10月13日から1年延長を承認する「決議1716」を採択した。その前文には次の一節が挿入された。「NATOのリーダーシップ並びに多数の国々のISAF及び海上阻止部門を含む不朽の自由作戦(OEF)連合に対する貢献に感謝し、」(強調は筆者)。ロシアは、OEFが国連の承認のない米国の自衛権行使であり、ある国(日本)の国内事情を安保理決議に持ち込むべきではないとして棄権した。しかし、日本政府はこの一節を、11月1日に迫る「対テロ特措法」²の期間延長を後押しするものだと宣伝している。

OEFは国際法違反

2001年9月12日、安保理は決議1368³を全会一致で採択し、同時多発攻撃を「最も強い言葉で非難するとともに、すべての国家が「実行犯と組織及び後援者」を「法に照らして処断することに協力して取り組む」ことを呼びかけた。同決議は、前文で「憲章にしたがって、個別的及び集団的自衛の権利を認識」するとしたが、この言及は、対抗措置としての武力行使を容認したのではなく、憲章第51条の原則に一般的に言及したにすぎなかった。10月7日、米英を中心とする空爆によって「不朽の自由作戦」が開始されたが、この武力行使を承認する安保理決議は存在しない。同作戦はあくまでも米国の「自衛戦争」であり、英国など「有志連合」が「集団的自衛権」の行使としてOEFに参加してきたのである。

アナン国連事務総長(当時)は、01年10月8日の声明⁴の中で、「関係国はアフガニスタンにおける現在の軍事行動をこの文脈(「決議1368」が再確認した個別的ないし集団的自衛の固有の権利:筆者注)の下に位置づけている」との認識を示したが、むしろ事務総長声明が強調したのは(1)すべての国々の団結を保ち協働する、(2)政治的、法的、外交的および財政的手段を含む多くのさまざまな手段を使い、「テロリズムを打ち負かす」(3)アフガニスタン民衆が懲罰ではなく人道的援助こそが必要な人々である、ということであった。

OEF支援「特措法」

「対テロ特措法」は、(1)テロの脅威除去のための活動(OEF:筆者注)に対する協力支援、及び(2)人道援助の二

分野の任務を果たすために自衛隊を派遣することを定めた。(1)の最大の柱が海上自衛隊による海上給油活動である。

OEFは搜索、殺害、破壊、掃討などの軍事行動と「海上阻止行動」(MIO)の両者を含む。最近の政府広報は、あたかも自衛隊は専らMIOに協力支援しているかのように宣伝するが⁵、これはOEF開始当初の作戦が海上からの対地攻撃を中心としていたのに対して、6年がたった今日、作戦の主体が「テロリスト」や武器の移動を監視、防止するMIOに移行したという状況の変化を語っているに過ぎない。破壊、殺害を含む攻撃作戦とMIOの間には、何らの構造的障壁もない。「対テロ特措法」に代わる新法提案で日本政府は、このMIOを前面に出すであろう。しかし対地攻撃を支援したという過去を忘れるわけにはいかない。十分な警戒が必要である。

国際法違反のOEFを支援する「特措法」は、必然的に国際法違反である。前記のように、OEFは米国の「自衛権行使」とそれに賛同する有志国家による「集団的自衛権の行使」である。日本もまた「協力支援」という態様で、同じ集団的自衛の枠組みの中にいる。これが憲法違反であることもまた明白である。

拡大する「テロ」

OEFはより安全な世界を作ったのであろうか。米務省が07年4月30日に発表した報告書⁶によれば、2006年に世界で起こった「テロ攻撃」は、14,336件と05年の11,153件より3000件以上増加した。このうち、6,630(05年3,478)件がイラク、749(同491)件がアフガニスタンで発生し、20,000人以上が生命を失っている。ヨーロッパでもマドリードの列車爆破事件(04年3月11日)、ロンドンの同時爆破事件(05年7月7日)など凄惨な事件が相次ぎ、欧米社会は絶えずテロ攻撃の恐怖におびえている。韓国人ボランティアの拉致・殺害事件(07年7月)も記憶に新しい。

これが「テロとの戦争」の結果である。「協力支援活動」を続けてきた日本も、この結果に責任がある。11月1日に迫った「テロ対策特措法」の期限切れは、日本がこの国際法と憲法に違反する「間違った任務」(次ページのバイヤーズ講演)から手を引き、法の支配と憲法平和原則に基づくテロ根絶への道に立ち返るチャンスである。(田巻一彦)

注)

1 2001年12月1日の安保理決議1386によって設置。当初は首都カブール周辺の治安維持が任務であったが、03年10月13日の決議1510で任務範囲を全土に拡大した。37カ国(NATO:26カ国、NATO外:11カ国)約6500人の部隊。指揮権はNATOにある。

2「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」(平成13年11月2日法律第113号)。

3 本誌第148号(01年10月1日)に全訳。

4 本誌第149号(01年10月15日)に全訳。

5 たとえば防衛省パンフレット「テロ対策特措法に基づく日本の貢献」www.mod.go.jp/j/library/pamphlet/terotoku/001.pdf

6 2006年「テロリズム国別報告」www.state.gov/s/ct/rlls/crt/2006/

テロとの戦争は、カナダ人のアイデンティティを破壊した

マイケル・バイヤース教授(ブリティッシュ・コロンビア大学 / 国際法)

カナダにおける論争が教えるもの

「テロとの戦争」への関与が論争を生んでいるカナダで、マイケル・バイヤース・ブリティッシュ・コロンビア大学教授(国際法)が、06年10月5日行った「アフガニスタンにおけるカナダの間違った任務」と題された講演の要旨を紹介する。バイヤースは、カナダがこの戦争によって逸した平和維持活動への貢献の機会や、国際法違反の事実を具体的に検証し、この戦争が「国際社会の中でのカナダ人のアイデンティティを破壊している」と批判する。

「対テロ特措法」の今後をどうするのかという政治的選択の根底で問われているのは、平和憲法を持つわれわれ日本の市民が、リスクに満ちた国際社会の坩堝の中で、どのような態度を育み、如何にして世界の平和と安全するのかという「アイデンティティに根ざした現実選択」である。その意味で、バイヤースの批判は深い示唆を私たちに与えてくれる。

出典: "The Tyee" - Feisty One Online. <http://thetyee.ca/Views/2006/10/06/Afghanistan/>

カナダは、国際治安支援部隊 ISAF の中心的存在として、延べ6000人以上の陸上部隊をアフガニスタンにローテーション派遣し、治安維持に加えて反乱鎮圧、「テロリスト」の捕捉を含む危険な任務を担ってきた。

バイヤースは、次第に泥沼化しつつあるカナダ軍の「テロとの戦争」への関与の経緯を概観した後、これを推進する側の議論を次のように要約する。すなわち、暴動鎮圧任務は(1)タリバンとアルカイダによる脅威からカナダ国民を守っており(2)アヘン製造の規制や(3)アフガンの国民の安全確保のために必要であり(4)NATOの信頼性がかかっている、そしてここから撤退すれば(5)カナダが信頼を失い、(6)なかならずワシントンから信頼されなくなる。これらに冷静に反論しながら、バイヤースは、アフガニスタンにおける任務がカナダに与えている負のインパクトが、経済的損失、人命の損失、テロ攻撃の標的となる危険性の増大といった目にみえる損失は言うに及ばず、カナダ及びカナダ人の国際社会におけるアイデンティティ、矜持、名声を大きく傷つけていると指摘している。

「反乱鎮圧」は「平和維持」より価値ある仕事か

バイヤースは、カナダがアフガニスタンの泥沼に足を獲られながら、同時期におこったレバノンやダルフール(スーダン)における平和維持活動への軍派遣の機会を逸したことがカナダに大きな損失をもたらしたと嘆く。その背景には、平和維持活動より先米国流の「反乱鎮圧」こそ、勇氣ある仕事だという考え方が、軍のみならず政治家の間に広がっているという現実がある。(以下「」内は、講演録の抜粋)

「平和維持活動からの離脱は、それが必要だからではなく、選択した結果である。2002年1月、『グローブ・アンド・メール』紙は『英国の国防関係の高官によれば、カナダは英国主導の多国籍軍に参加するのではなく、米国が指揮する戦闘任務に部隊を派遣することを決めた。なぜなら単なる平和維持軍として行動することには『飽きた』からである』と報じた。(略)たしかに、平和維持活動は外交交渉と忍耐が求められる任務であるが、勇氣も必要である。平和維持は臆病者の仕事だという神話は米国で生まれた。極め付きは『子供を幼稚園に送って

いくのに第82航空師団は必要ない』というコンドリーサ・ライスの2000年のコメントである。イラクにおける殺戮と破壊について読む時にいつも、私はこのコメントのことを考え、世界がよよく訓練され経験をたんだ平和維持部隊を持つことを願う。

さらに、バイヤースはカナダ軍内部の変化にも警鐘を鳴らす。

「アフガニスタンにおける反乱鎮圧任務は、やがてカナダ軍の訓練、気質、装備を米国主導、あるいは米国のための暴動鎮圧任務に重きをおいたものに変えるであろう。このことは、長期的に、どっわけカナダの外交政策に重大な結果をもたらす可能性がある。」

国際法違反に手を染めたカナダ

バイヤースが講演の中でもっとも力点を置いて非難するのは、「テロとの戦争」の中で、カナダが自ら遵守を主張してきた国際人道法=対人地雷禁止条約、ジュネーブ条約、拷問禁止条約への違反に手を染めていることである。対人地雷禁止条約(オタワ条約)

2002年、米軍の司令官からの対人地雷敷設の命令は「オタワ条約」を理由拒否したカナダではあったが、後に次のような形で条約違反を犯した。

「最近、カブールとカンダハルに駐留するカナダ部隊は、1980年代にソ連軍によって敷設された対人地雷によって守られるという利益を得た。これに対するカナダ政府の見解は、対人地雷の『使用』は、他国によって敷設された対人地雷に依存することには拡張されないという理由から、対人地雷禁止条約違反には当たらないという見解である。」

これは牽強付会な議論であり、「対人地雷の全廃を主導するという我々の主張を自ら掘り崩すものである」とバイヤースは批判する。

ジュネーブ第3条約

カナダは、捕虜の扱いを定めた「ジュネーブ第3条約」への違反にも加担した。

「2002年、カナダ軍はアフガニスタンで捕らえた被拘束者を米国の管轄下に引き渡した。この引渡しは、米

国のドナルド・ラムスフェルド国防長官が、1949年のジュネーブ第3条約が求める、戦場で捕らえられ被拘束者が捕虜であるか否かを調べる『地位決定法廷』への送致を公然と拒否する中で行われた。このような状況下で被拘束者の引渡しを選択することによって、カナダもまた第3条約に違反した。

「イラクのアブ・グレイブ刑務所の写真は、好意的に考えても、米軍が国際人道法に関する兵士教育に失敗したことの膨大な証拠の一部でしかなかった。その後明らかになったのは最悪の事態であった。一連の法的文書のリークを含めて明らかになったのは、司令官、国防長官そして最高司令官自身に連なる法破壊政策の連鎖の存在であった。」

拷問禁止条約

アブ・グレイブ、イラクなど捕虜虐待を見れば、カナダが米国に引き渡した捕虜が拷問された可能性はきわめて高い。そしてバイヤースは、カナダとアフガニスタンが2005年に署名した「捕虜引渡し協定」を次のように批判する。

「同協定によれば、アフガニスタンは引渡しを受けたいかなる者をも人道的に処遇することを約束し、国際赤十字委員会の代表による訪問を許可する。しかし、同

協定は、被拘束者が第3国の管轄下に再移送されることを明らかに想定しているにもかかわらず、その国で被拘束者が拷問や虐待を受けることを防止する手立ては何も保証されていない。オタワ大学のアミル・アタラン教授はこの協定を、正しくも「捕虜ロンダリング協定」と呼んだ。なぜなら、この協定はカナダが直接引き渡しで必要な入念な検査や許可手続きなしに、米国の管轄下に間接的に引渡すことを許しているからである。」

失われるカナダ人のアイデンティティ

これらの事実によって、カナダ人のアイデンティティは深刻な危機に直面していると、バイヤースは講演を結ぶ。

「我々は、平和的で、公正で、包容力と遵法精神に富んだ『世界市民』でありたいと考えている。しかし、米国とともに、あるいは米国のために、『探し出し、破壊する』任務に関与し続けることで、このアイデンティティを育むことができるのであろうか？ ジェノサイドを止めることの方が、カナダ人が伝統的に望んできた国のあり方に合致するのではないだろうか？」(田巻一彦)

包括的核実験禁止条約(CTBT)

米の分担金滞納が国際検証体制を蝕む

9月17日から2日間の日程で、第5回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議がウィーンで開催された。発効へのカギを握る米国は今回も欠席した。1996年の署名開放から11年、CTBTの署名国は177か国、批准国は140か国に達したが、44か国の発効要件国のうち10か国が未批准であり、未だ条約発効への見通しは立っていない。昨年10月の朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による核爆発実験を成功裏に探知したことで立証されたように、条約遵守に関わる国際検証システムの整備が進んでいる。しかしその一方で、米国を含む73か国の投票権が拠出金滞納を理由に停止されているなど、各国の意識の低下と財政面での実質的な影響が懸念されている。

条約第14条に基づいて開催される発効促進会議は、99年10月、01年11月、03年9月、05年9月に続く5回目となるものである。今回の会議には、2つの未署名国(パキスタン、バルバドス)を含む106か国が参加し、ブラズニック・オーストリア外相とスタニョ・ウガルテ・コスタリカ外相が共同で議長を務めた。問題となっている発効要件国10か国(米・中・イスラエル・イラン・インドネシア・エジプト・コロンビアが未批准。印・パキスタン・北朝鮮は未署名・未批准)のうち、米、印、北朝鮮の3か国は不参加であった¹。日本からは、木村仁外務副大臣が出席した。

最終日の18日、参加各国は「最終宣言」を全会一致で採択した。宣言は、核爆発実験の全面的禁止が「核兵器の開発や質的改良を抑制し、新型核兵器の開発に終止符を打つ」ものであり、「あらゆる面において核軍縮及び核不拡散の効果的な措置」であるとして、その重要性・緊急性をあらためて訴えるとともに、発効要件国10か国に対し、遅滞なく署名・批准を行うよう強く求めた。あわせて、宣言には、条約発効を促進するための11項目の実際の措置が盛り込まれた²。

会議には各国から17のNGOの参加があった。会議に並行してNGO主催のイベントが開催されたほか、18日午後には、公式プログラムの一環として、リリー・ガンダッカー(世界女性平和連合)が44の国際NGOを代表して政府代表らに対し意見表明を行った。声明文の抜粋訳を7ページに掲載する。

米国:「将来の政権の手を縛らない」

会議の冒頭、スタニョ・ウガルテ議長が「プロセス促進の鍵は米国のリーダーシップにある」と述べたように、CTBT早期発効の最大の障害となっているのが、不支持を繰り返している米国の姿勢にあることは言うまでもない。これに対しては、米国内からの見直しの声も強まっている。NGO声明でも言及されているように、今年1月4日のウォール・ストリート・ジャーナル紙に掲載されたキッシンジャー元米務長官らの署名論文(本誌273号に抜粋訳)は、「合意すべき措置計画」の一つとして、「上院と協力して超党派的な活動を始めること。たとえば、CTBTの批准を達成するために信頼を深め定期的な審議の場を設けるといふ理解を得

ること…他の重要な国家にもCTBTを批准するよう働きかけること」と、CTBT早期発効に向けて米国が先導的役割を担うよう求めている。

6月5日、上院軍事委員会が報告した「08会計年度国防認可法」(原案 S.1547)の第3122節「米国の核不拡散政策及び信頼性代替弾頭計画に関する議会の考え」には、「上院はCTBTを批准すべきである」との一文が盛り込まれた³。しかし、ブッシュ政権はこれに激しく反論した。7月10日、大統領府の管理及び予算室が発表した上記原案に対する「政権政策に関するステートメント」は次のように述べている。

「政権は、実験の自主モラトリアムの継続を支持しているが、CTBT批准を求める3122節の条項には強く反対する。核抑止力の信頼性を確実なものとするために、老朽化した、前近代的な備蓄の要素について実験を行わざるを得ないかもしれない将来の政権の手を縛るような行為は軽率であると考え。実験なくしては、米国が国家の抑止戦略に不可欠な、弾頭における問題の原因を突き止め、解決にあたることは不可能であろう。」⁴

IMS構築に悪影響も

明確なCTBT不支持の一方で、米国は、核爆発実験に対する国際的な監視網の整備については「米国の核爆発探知能力を補完するもの」として一定の支持を示している。6月4日、米国は、07会計年度の拠出として1000万ドル(約11.5億円)をCTBT機構(CTBTO)準備委員会に支払った。これについて米政府は、「米国はCTBTの批准も発効も追求していない。したがって、この資金は国際監視

システム(IMS)関連以外の準備委員会の活動を支援するためのものではない」と釘を刺し、あくまでIMS整備のための資金であることを強調した。

しかし、米国のこうした政策により、CTBTOに対する米国負担金の未納分は年々膨れ上がり、その結果として国際的な検証体制の確立に悪影響を与えかねない状況となっている。CTBTO準備委員会における米国の投票権は、今年1月1日をもって、拠出金の滞納を理由に一時的に失効した⁶。前述したように米国は6月4日に支払いを行ったが、その前年からの未納分が残っていたため、現在も米国の投票権は停止されたままである。CTBTO準備委員会によれば、9月24日現在、米国の滞納額(前年及びそれ以前からの滞納を含む)は13,526,307ドル(約15.5億円)、プラス10,830,832ユーロ(約17.6億円)である(CTBTO準備委員会の予算は「米ドル」と「ユーロ」の加算で表示される)。

滞納問題は米国に限ったことではなく、CTBT署名国の実に40%を超える73か国が滞納を理由に同様の処分を受けている。このほか、投票権の停止には至らないものの、分担金を完納していない国が21か国もある。しかし、そうした滞納国のほとんどを中小国が占めるなか、米国の未納額は唯一際立っている。07年度の各国からの拠出金の回収率は、米ドル73.7%、ユーロ71.7%であり、滞納額の合計はそれぞれ36,786,182ドル(約42.2億円)、13,746,969ユーロ(約22.3億円)となっている(ちなみに日本の滞納金はゼロである)。米国の負担率は22.3%であるが、各国の滞納金のほぼ半額を米国の滞納金が占めている計算になる。

これまでの準備委員会における意思決定が、投票では

10ページへ

第5回CTBT発効促進会議におけるNGO声明

2007年9月18日発表

1~3(略)

4 CTBT発効の達成は簡単でも平凡な仕事でもない。05年のニューヨークでの第14条会議以降、新たな障害が現れてきた。北朝鮮は核兵器の爆発実験を行ない、いくつかの国がCTBT暫定事務局及び実験禁止の国際検証・監視任務を支援する財政義務を履行しておらず、また、CTBT締約国の中にはCTBT未署名国との間で民間の核取引を締結するという提案を進めている国もある。

5a この結果、CTBT発効はいっそう緊急かつ実現が待たれるものとなった。我々は、CTBT締約国に対し、可能な限り早期の発効が達成されるべく、いっそうの確固としたリーダーシップ及び条約原則の揺るぎなき厳守を求めるものである。

5b とくに、今回の会議において以下を行うよう要求する。a) 国家による条約署名は核爆発実験を行わないという義務を負うことであること、CTBTは未だ条約に署名していない国家に適用できる行動規範を設置するものであることを繰り返し強調する。b) 現地査察を含む、CTBTO監視・検証システムの構築及び維持に対する必要な支援を供するようすべての条約署名国に要求する。c) CTBT体制に未加入の国と核取引を

締結しないと定めた条約ならびに政治的誓約を尊重する。d) 事実上・法律上の核武装国に対して、今後実験の必要性を迫るような調査・開発活動を中止し、白紙化するよう求める。

5c 残り10か国の「付属文書2」国家に対し、遅滞なく条約に署名・批准するよう要求する。このような遅れが、条約を丸ごと「人質」とすることになるだけでなく、それらの国家自身の安全も害するものであると、署名・批准を拒み続けるそれらの国家に対し注意を喚起する。

6a CTBTの署名開放以降、多くの国は、批准を行うだけでなく、条約の目的を前進させる活動に努めてきた。個々の政府やEU、非同盟諸国(NAM)、米州機構(OAS)が今回の会議や他の国際フォーラムでの政策文書及び政治宣言で示してきた実験禁止に対する支持に感謝の意を表明する。

6b CTBT署名国の政府に対し、実験禁止の規範強化に寄与する世論の支持を維持し、署名・批准を拒んでいる国家の代表との会合や外交・安全保障政策の履行を通じて、そうした支持を行動に転換するよう強く求める。美辞麗句だけでは不十分である。国家を条約への署名あるいは批准に向かわせるためには、上層部への一貫した圧力が必要である。

7a こうした対話を通じて、世界規模での実験禁止が、不安定化を招く核軍備競争を

回避させ、段階的に縮小していくことに寄与しようということを主張していかなければならない。核実験や核兵器能力の向上が、国家の核報復能力の信頼性や先制攻撃を遂行する能力の強化に求められるだろうという近視眼的な議論には正面から力強く取り組んでいかなければならない。

7b. こうした議論を中東、南アジア、東アジアの外交官がときおり口にするが、これらの国々における条約の発効は、核危機の低減に向けた著しい貢献となるだろう。衝突と敵対に事欠かない中東において、もしイスラエル、エジプト、イランが批准を行えば、核兵器に関連した安全保障上の懸念を低減させ、これらの国々を核不拡散の主流の中にいっそう組み込むことができるだろう。エジプトとイランが自国領土に監視観測所を建設し、稼動を許可するという措置を講じればこれも有益であろう。パキスタンとインドの核軍備競争は、双方がCTBTに署名・批准すれば、両国の国益になる形で抑制することができるであろう。

8 批准に向けて誠実に努力しているように見えない署名国に対して、世界は痺れを切らしている。残り2つのNPT核兵器国がとりわけ問題である。中国政府の指導部は、批准プロセスを終了させるといって繰り返された、すでに空虚になりつつある約束を履行しなければならぬ。過去2回の第14条会議において、中国は、批准を求めて全人代の常設委員会に条約を提出しており、「真

撃に、手順を追って、すべての必要な作業は進行していると主張していた。数か月内に中国が批准することを阻む国内の政治的な障害はないようである。こうした行動を起こさないのであれば、なぜ遅れが続くのか、また、批准プロセスの予定表について、中国は詳細な説明を行う義務がある。CTBTを批准することによって、中国は、真の指導国であり、単なる追従国ではないということを示すことができるだろう。

9. 条約交渉にリーダーシップを発揮したのは米国であったが、現在の米政権はCTBT発効を支持していない。しかし、CTBT批准を再検討するための超党派プロセスが早ければ09年に始まるかもしれないという新しく、希望に満ちた兆候がある。元国務長官ジョージ・シュルツとヘンリー・キッシンジャーが、元国防長官ビル・ペリー、元上院議員サム・ナン、そして他の有力な民主・共和党の外交政策専門家とともに、「CTBT批准を達成すること、当代の技術的な進歩を活用し、他の重要な国家にも批准を働きかけること」を上院に求める多くのNGOに同調したのである。主要な大統領候補もこのアプローチを支持するものがある。カギを握る上院議員は、公聴会を通じて、また、他の議員仲間と協力して、あるいは、技術専門家や同盟国政府との意見交換によってこれを実施していくことができる。
10. 他の国も自らの役目を果たし批准を行わなければならない。一貫してCTBT支持を明言しているインドネシアやコロンビアのような国がなぜ躊躇し続けるのか、説得力のある理由がまったくない。
11. 我々は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)で行われた06年10月の核爆発に対し最も深い懸念を表明する。危険で無責任なこの行動は、実験禁止の国際規範を損ねるものであった。北朝鮮の近隣諸国及びそれらの戦略的パートナー国が示した自制は称賛に値する。我々は、非核化された、より安全な朝鮮半島の実現に向けて、こうした国が北朝鮮とともに前進し続けるよう強く求める。今回の会議においては、北朝鮮による実験が国際の安全を傷つけ、危険に陥れたとして非難されるとともに、6か国協議にかかわる国に対し、朝鮮半島の非核化に向けた05年9月共同声明の履行努力を加速するよう要求することを求める。
- 12a. とはいえ、06年10月の北朝鮮による好ましくない核爆発実験によって、CTBTの検証・監視システムの確かな能力が改めて示された。国際監視システム(IMS)及び試験段階にある希ガス探知ネットワークは、爆発がTNT換算で約500トンという比較的小規模な爆発威力だったにもかかわらず、核爆発であると確認するのに役立つデータを成功裏に観測し提供した。
- 12b. 我々は、IMSの発展におけるCTBT準備委員会及び暫定技術事務局の功績、また、国際データ・センター(IDC)現地査察能力を称賛する一方、CTBT機構(CTBO)に対し十分な資金供与を行っていない署名国があることを深く憂慮する。9月4日

現在、最大の資金拠出国である米国は、分担額の約2850万ドル以上を滞納し、ブラジルは約1,200万ドル、アルゼンチンは650万ドル以上を滞納している。米議会は、これに関する限り、米国による実験禁止の国際検証システムへの十分な資金提供を確実なものとしていかなければならない。CTBT Oへの分担金を滞納している署名国はすべて、問題の一部ではなく解決の一部になるべく、今こそ行動しなければならぬ。他の国は、支払いを怠る言い訳としてこれを使うのではなく、米国やその他の国がCTBT Oを支持する署名国としての義務を果たすように迫らなければならない。

13a. 継続的な予算不足は、残る国際監視・検証施設の建設や暫定運用を妨げることになるだろう。これらは、不遵守を確実に探知する能力を維持していくために不可欠である。確固たる検証システムは、他国が優位に立ちと秘密裏に核爆発実験を行うことを不可能にするため、批准によって生じる危険についての懸念を軽減させるものである。

13b. 中国、ロシア、米国の実験場で進行中の活動もまた、CTBT不遵守に関する懸念に火をつける可能性がある。現在の未臨界核実験、化学爆発物の爆発実験、トンネル掘削活動は必要のないものである。我々は、中国、ロシア、米国、その他の国に対し、実験場を永久に閉鎖するか、もしくはCTBT不遵守の活動に関する懸念を軽減するべく、透明性や信頼醸成のための訪問について交渉を行うよう求める。

14a. 我々はまた、さるCTBT署名国が、NPTにもCTBTにも加盟することを拒否しているインドと核取引の協定を追求していることに深く憂慮している。

14b. 我々は、原子力供給国グループ(NSG)の参加国でもあるCTBT署名国の政府に対し、核供給の際にNSGのフルスコープ国際保障措置を条件としているNSGがインドへの条件免除で合意する前に、CTBT署名を核取引の条件として設置するよう強く求める。マンモハン・シン首相が05年7月に言明したように、もしインドが他の核先進国から期待される責任を引き受ける用意があるのであれば、5つの本来の核兵器国がすでにそうしたように、CTBTへの署名をインドに期待することは理にかなっている。NPT加盟国ではないインドや他の国が、もしNPT加盟国としての利益を得ようとするのであれば、CTBTをはじめとする重要な不拡散・軍縮の約束について、少なくとも実質的な、法的拘束力のある誓約を行わなければならない。

14c. 提案されている核協力のための米印協定では、インド政府が核実験を再開した場合に、米国はインドとの民生用核取引を終了させるということが明白に述べられていないことにも言及しておきたい。信じられないことに、この協定この協定によって米国はインドの戦略的燃料備蓄形成を支援すること、また、核燃料供給が中断された場合には、これがインドによる核実験や保障

措置協定違反によるものであっても、イギリス、フランス、あるいはロシアといった他の供給国からの燃料をインドが入手できるよう協力することを約定している。インドが実験を再開した場合、インドに対するフルスコープ保障措置条件の免除をすべて取り消すと明記していない核取引に向けたガイドラインの修正をNSG参加国が是認するのは、極めて無責任ではないだろうか。

15. 我々は、過去にCTBT発効を強く提唱していた国のなかにも、CTBTの原則、そして1998年のインド及びパキスタンの核実験に対する国際社会の対応として出された国連決議1172を支持する責務を放棄したように見える国があることにとりわけ失望している。米国、フランス、ロシア、イギリスが、インド政府による実験禁止への支持を同国との新たな核取引支援の条件にできないでいるばかりか、オーストラリアはインドへのウラン売却を考慮することで、インドに対するCTBTの努力を明白に放棄した。(後略)

16a. また、核兵器を保有するCTBT署名国、すなわちフランス、中国、ロシア、米国、イギリスは、「核兵器の開発と質的改良を抑制する」というCTBTの目標に合致しない核兵器に関する研究活動を追求し続けているということに懸念をもって触れておきたい。

16b. とりわけ、ブッシュ政権による、新たないわゆる信頼性代替弾頭(RRW)の追求はCTBTを損ねるものであり、他の国が新たな核兵器能力を追い求め、核実験実施の選択肢を残しておく際の言い訳を提供するものである。ブッシュ政権は、新型の核弾頭や関連する核兵器生産基盤の近代化は、米国の備蓄核兵器の信頼性に対する信用を向上させ、米国による核実験再開の可能性を低めると主張している。

16c. こうした言い分は事実無根で誤解を招くものである。新型の核弾頭の生産は、CTBTのもとで既存の備蓄核兵器を維持するうえで不必要であり、また、CTBTの精神や、NPT第6条に基づく誓約に反するものである。米国が15年前の今月、核実験実施を中止して以来、実験を実施せずに既存の備蓄核兵器を維持する能力は向上するばかりであったということに言及しておきたい。(後略)

16d. 我々は、この第14条会議に集まった各国に対し、新型の核弾頭や核実験再開の可能性に繋がらぬ研究・開発を慎むよう、正式な形で核兵器保有国に要求することを強く求める。

17a. この条約がもたらす、より広い意味での政治・安全保障上の利点は明らかである。しかし、最も根本的なところで、この条約は、核兵器の爆発実験を禁じ、そうした実験が人間の健康や環境に破壊的な影響を与えることを防ぐために存在しているのである。(後略)

(訳:ピースデポ)
(ピースデポも署名しました)

つなげる「命」 つなげる「記憶」

西東京市長
坂口光治さん



写真:今井 明

都議会議員になる前、16年ほど学校の教員としてコンピューターのシステム論などを教えていたのですが、その頃から平和問題には強い関心がありました。人口増加、環境汚染などの諸問題が絡み合って人類の行く末にどう影響を与えていくのか、システム・モデルを用いてシミュレーションしていくといった研究に興味を持っていたんですね。そのなかで、衝撃的に人類に影響を与えうるものとして、核エネルギーの問題に行き着いたのです。科学技術史をみていけば明らかのように、大きな影響力を持つ技術ほど「諸刃の剣」です。使用目的をひとたび誤れば、人類を絶滅させるほどの破壊力を持っている。その最たるものである核エネルギーを、誰のために、いかに使っていくのかを真剣に考えなければいけない。そうした問題意識から、自分のできる範囲のことをやろうと考えたのです。例えば都議時代には、街頭演説のときに自分で購入した原爆パネルを並べたり、吉永小百合さんの朗読テープを流したり…。一種の路上パフォーマンスみたいなものですが、それでも結構多くの方が足を止めてくださったんですよ。

西東京市は合併して7年目になります。その前身である田無市と保谷市でもともに非核平和都市宣言があり、さまざまな平和事業に取り組んできました。その背景には、ご自身が広島で被爆された初代田無市長の指田(さした)吾一さんなど、平和運動に熱心な歴代市長の存在もありますが、ここ多摩地

域の「軍都」としての歴史も大きいのです。この地域には、中島飛行機武蔵製作所をはじめ、陸軍と海軍の巨大な軍需工場があって、太平洋戦争末期には1トン爆弾も含むすさまじい空襲がありました。亡くなられた方の遺体の一部や肉片などを「やつで」の葉をお盆代わりにして集めたなど、この地域の戦災の記録を集めた本もあります。こうした歴史を忘れてはいけない、ということで、いわゆる革新と呼ばれる人々だけではなく、保守系の人々のあいだでも平和に対する思いは大変強いものがあるんです。

西東京市とヒロシマ・ナガサキは繋がっているんですよ。西東京市の柳沢には長崎型原爆の模擬爆弾が投下されています。それから、先ほどお話した指田元市長は、軍医として配属されていた小樽から広島に向かう途中で、旧田無で空襲に遭い、負傷者の治療にあたられ、その数ヵ月後に広島比治山で被爆されているんですね。ご自身も火傷を負われたものの助かって、その後懸命な救護活動にあたられた。その体験を「原爆の記」という本に記されているのですが、実はこの本、今年38年ぶりに西東京市民の手で復刻版として出版されたのです。また、広島平和記念資料館の「サダコ」の年表のところには、病院で一緒だったという西東京在住の女性の方と写った写真が飾られています。市内にも被爆者や2世の方が多くいらっしゃる。

身近なところに「素材」はたくさんあるんです。もちろん中島飛行機武蔵製作所や模擬爆弾といった「物理的」なものもありますが、一番の「素材」はおそらく戦前・戦中・戦後を生き抜いてきた人たちの心の中にあるのではないのでしょうか。それらを含めて、私たちの歴史であり体験なのです。それらをいかに共有化し、次の世代に伝えていくかがポイント。温故知新といいたいでしょうか、戦争がどうい背景から起こり、その結末がどうなるのか、こうしたことを私たちは学び、克服していかなければいけません。そのためには、地球規模で考え、自分のできることからするという、グローバルな発想が必要です。

平和都市宣言はその一つの拠り所になるものです。西東京市の場合は、宣言だけではなく条例を持っています。つまり市の事業として自治体に取り組めるといことですね。地域社会にとって、人類にとって重要な問題をきちんと直視したうえで宣言する、それを条例化する、そして行政と個人・市民団体が協働しながら活動を発展させていく、ということが重要です。

「命」は連綿と続いているもので、500万年かけて今日まで38億年の歴史のなかで進化しているわけですよ。20代、40年前までご先祖を辿っていくと、累計は約210万人。つまり私もあなたも、約210万人の「命」のルネで生まれてきている。1000年遡ると実に2251兆人。一人でも欠けていればあなたは生まれて来なかった。もちろんこれはあくまで数学的な計算ですけれど、大切なことは、ひとりの「命」というものが長い長い連鎖のなかにあるということです。ではそれを本当に大切に生きていくというのはどういことなのか。皆で考える一つの「きっかけ」にしてみませんか。(談.まとめ:中村桂子)

さかくちこうじ

1968年、電子学園日本電子専門学校助手。70年、同校の情報学部教員に。1985年、東京都議に初当選し、その後5期連続で当選。05年、西東京市長に就任、現在に至る。05年8月の「平和市長会議」総会(広島)にも参加。

なくコンセンサス方式で行われてきたこと、また、拠出金の有無に関係なくすべての締約国に観測データへのアクセス権利があることなどから、「投票権の失効」は署名国に財政面での義務の履行を促す実質的な「抑止力」とはなっていない。しかし、NGO声明が訴えるように、核爆発実験に対する国際的な監視体制の構築をいっそう前進させ、効果的な運用を図っていくうえで、米国をはじめ各国からの拠出金の不足が否定的な影響を与えることは必至である。また、米国のこうした姿勢は、他の国が同様に支払いを滞らせていく際の正当化にも使われかねない。米軍備管理協会のダリル・キンボール氏が「米国の拠出金滞納は近視眼的かつ自滅的」と述べているように⁸、現在の米国の政策はまさに自分の首を絞めている行為にほかならないのである。(中村桂子)

注

- 1 過去4回の会議のうち、米国は99年の第一回を除いて欠席を続けている。
- 2 www.ctbto.org/reference/article_xiv/2007/CTBT-ART-XIV-2007-WP1.pdfに全文(英語)
- 3 thomas.loc.govから全文を検索可能。
- 4 www.whitehouse.gov/omb/legislative/sap/110-1/s1547sap-s.pdf
- 5 www.state.gov/documents/organization/60297.pdf
- 6 CTBTO準備委員会設立決議の付属文書は、「署名国は、支払い請求の受領から365日以内に財政的義務の満額を支払われない場合、支払いが行われるまで委員会における投票権を持たない」と規定している。
- 7 www.ctbto.org/prepcom/0507_collections.pdf
- 8 www.armscontrol.org/pressroom/2007/20070521_CTBT.asp

日誌

2007 9 6 ~ 9 20

作成: 林公則、水熊克哉

APEC=アジア太平洋経済協力 / CTBT=包括的核実験禁止条約 / GNEP=グローバル原子力パートナーシップ / IAEA=国際原子力機関 / ISAF=国際治安支援部隊 / MD=ミサイル防衛

9月7日 ブッシュ米大統領とプーチン露大統領、APEC首脳会議開催地のシドニーで会談。米の東欧MD配備計画で意見交換。

9月7日 プーチン露大統領とハワード豪首相、豪州産ウランをロシアに輸出する原子力協定に調印。

9月10日 ウィーンでIAEAの定例理事会が開幕。作業計画の完全履行をイランに求める議長総括を了承し12日に閉幕。

9月11日 「9・11同時多発攻撃」から6年目。

9月11日 露、新型気化爆弾の投下実験に成功と発表。

9月11日 南アフリカ、自国からリビアやパキスタンにウラン濃縮用機器が不正に輸出された事件の調査結果を発表。

9月12日 米・中・露の核専門家、北朝鮮の寧辺にある5,000キロワットの実験用黒鉛減速炉を視察。

9月12日 安倍首相が辞職。

9月13日 米政府、2500万ドル(約28億5000万円)の重油支援を北朝鮮におこなうことを議会に通告。

9月16日 ウィーンで国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)の第2回閣僚級会議が開催。

9月17日 ウィーンで第5回CTBT発効促進会議が開幕。18日まで。米国は前回に引き続き欠席。(本号参照)

9月17日 ウィーンでIAEAの第51回年次総会が開幕。20日まで。

9月16日 仏クシュネル外相、イランにたいして最後の手段として戦争もありうると言明。

9月17日付 独仏首脳会談(10日)で仏サルコジ大統領、独メルケル首相に核兵器共有を提案。メルケル首相はこれを拒否。

9月18日 第62回国連総会(会期1年)が開幕。

9月19日 国連安全保障理事会、国際治安支援部隊(ISAF)の任務を1年間延長する決議案を採択。

沖縄

9月7日付 北谷町砂辺で、5.6日の両日に100デシベル超の爆音を計65回記録。

9月7日 嘉手納ラプコンのレーダーが故障し、那覇空港発着の計15便が遅延。

9月7日 高村正彦防衛相が就任後初来県。北部首長と懇談。

9月7日 普天間飛行場代替施設の建設で、沖縄防衛局が工事の環境影響評価の準備書・評価書の作成業務の入札手続開始を公示。

9月10日 鎌田昭良沖縄防衛局長が着任記者会見。米軍交付金について「ボーナス」と発言。

9月11日 嘉手納基地所属の軍用機5機が午前四時半ごろ、相次いで同基地を離陸。離陸時に最大で94デシベルを記録。

9月13日 普天間飛行場移設に伴う環境影響評価方法所の一般公開が終了。

9月16日付 今月13日、岩国基地所属の戦闘機が沖縄近海でクラスター爆弾を使用した可能性。

9月17日付 普天間飛行場代替施設移設のために実施されている環境現況調査の結果を政府が環境影響評価に反映させる方針。

今号の略語

- CBR = 化学・生物・放射能
- CTF = 合同任務部隊
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- CTBTO = 包括的核実験禁止条約機構
- DFM = 船舶用ディーゼルエンジン
- EU = 欧州連合
- IDS = 国際データ・センター(CTBT)
- IMS = 国際監視システム
- ISAF = 国際治安支援部隊
- MIO = 海上阻止行動
- NAM = 非同盟運動(諸国)
- NATO = 北大西洋条約機構
- NGO = 非政府組織
- NPT = 核不拡散条約
- NSG = 原子力供給国グループ
- OAS = 米州機構
- OEF = 不朽の自由作戦
- RRW = 信頼性代替弾頭
- TNT = トリニトロトルエン
- UAE = アラブ首長国連邦
- VBSS = 訪問・乗艦・搜索・拘束

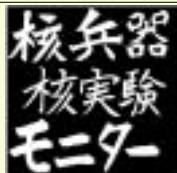
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 水熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 水熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 津留佐和子、中村和子、福井拓也、梅林宏道